

主治医意見書作成料等請求書記載方法

主治医意見書作成料等請求書(以下「請求書」と言う)の記載方法等については以下のとおりとする。

基本的事項

- ・ 請求書は、被保険者ごとに作成するものとし、意見書を作成した日の属する月分を、意見書を作成した日の属する月の翌月10日までに、山口県国保連合会へ提出するものとする。

1 請求年月

請求書を連合会に提出する年月を記入する。

2 保険者名、保険者番号

主治医意見書の作成を依頼された市町名、保険者番号を記入する。保険者番号は、国保保険者番号を使用する。

3 被保険者

被保険者番号は、市町からの主治医意見書作成依頼書に記載された介護被保険者番号を記入する。

4 消費税

医療機関で取り扱う計算方法を選択して該当する数字を記入する。

5 作成依頼日、意見書作成日、意見書送付日

意見書の作成を市町から依頼された日、意見書を作成した日、意見書を依頼された市町に送付した日を記入する。(依頼日、作成日、送付日の順に遡りはない。)

5 意見書作成料

種別は、1 在宅・2 施設、申請は、1 新規・2 継続を数字で、金額は消費税を含まない額を記入する。意見書作成料の請求金額は別紙のとおりとする。

6 診断・検査費用

診断・検査費用の請求金額は別紙のとおりとする。

血液化学検査を請求する場合は血液化学検査名を、画像診断を請求する場合はフィルム規格を摘要欄に記入する。

7 請求額

意見書作成料、診断・検査費用、消費税の合計額を記入する。

8 過誤調整

医療機関において、支払額に誤りを発見したときは、該当市町へ申し出て過誤調整の手続きをとる。

1 主治医意見書料は、在宅・施設、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

2 主治医がなく主訴もない者が要介護認定申請を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料相当額及び医師の判断に応じて行った検査等に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。なお、その際の単価については以下のとおりとする。

○基本的な診察

区 分	費 用 額
初診料相当額	2,820円

○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は、以下のとおりとする。ただし、この表に示すものは各項目とも上限である。したがって、請求にあたっては実際に行った検査費用のみを請求することとし、例えば血液化学検査において5項目のみ実施した場合、診療報酬単価を用いて積算した費用（5～7項目 930円・8～9項目 990円）の請求となる。

検 査 項 目		費 用 額 の 上 限
血液採取（静脈）		300円
末梢血液一般検査		210円
血液学的検査判断料		1,250円
血液化学検査（10項目以上）		1,120円
生化学的検査（I）判断料		1,440円
尿中一般物質定性判定量検査		260円
単純撮影	アナログ撮影	600円
	デジタル撮影	680円
写真診断（胸部）		850円
フィルム（大角）		116円

（平成30年4月1日より）

（注） 原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要なものについては、提供されている医療に基づき意見書を記載するものであり、往診が行われた場合についてもその費用は医療保険の対象である。一方、寝たきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、意見書の記載のみを目的として、市町村が指定する医師が、診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定していない。

ただし、例外的には、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要が生じる場合があり、この場合は、意見書記載にかかる費用、初診料に相当する費用及び上記の検査に要する費用についてのみ対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。